

## 昭和三十五年労働省令第六号

（じん肺法施行規則）

（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、じん肺法施行規則を次のように定める。）

### 目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 健康管理（第九条～第二十九条）

第三章 削除（第三十三条～第三十八条）

第四章 雜則（第三十三条～第三十八条）

附則

第一章 総則

（合併症）

**第一条** じん肺法（以下「法」という。）第二条

第一項第二号の合併症は、じん肺管理区分が管

理二又は管理三と決定された者に係るじん肺と

合併した次に掲げる疾病とする。

一 肺結核

二 結核性胸膜炎

三 統発性気管支炎

四 統発性気管支拡張症

五 原発性肺がん

六 原発性肺がん（粉じん作業）

第二条 法第二条第一項第三号の粉じん作業は、

別表に掲げる作業のいずれかに該当するものと

する。ただし、粉じん障害防止規則（昭和五十一

四年労働省令第十八号）第二条第一項第一号た

だし書の認定を受けた作業を除く。

第三条 削除

（胸部に関する臨床検査）

第四条 法第三条第一項第二号の胸部に関する臨

床検査は、次に掲げる調査及び検査によつて行

うものとする。

一 既往歴の調査

二 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査

（肺機能検査）

第五条 法第三条第一項第二号の肺機能検査は、

次に掲げる検査によつて行うものとする。

一 スパイロメトリー及びフロー・ボリューム曲線による検査

二 動脈血ガスを分析する検査

2 前項第二号の検査は、次に掲げる者について行う。（前項第一号の検査又は前条の検査の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると診断された者（次号に掲げる者を除く。））

二 エックス線写真的像が第三型又は第四型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）と認められる者

（結核精密検査）

（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）と認められる者

の場合は、次に掲げる検査によつて行うものとする。

一部の検査は省略することができる。

一 結核菌検査

二 エックス線特殊撮影による検査

三 赤血球沈降速度検査

四 ソベルクリン反応検査

（肺結核以外の合併症に関する検査）

**第七条** 法第三条第一項第三号の厚生労働省令で定める検査は、次に掲げる検査のうち医師が必要であると認めるものとする。

一 結核菌検査

二 たんに関する検査

三 エックス線特殊撮影による検査

（肺機能検査の免除）

**第八条** 法第三条第二項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第六条の検査の結果、肺結核にかかるとい

ると診断された者

二 法第三条第一項第一号の調査及び検査、第

四条の検査又は前条の検査の結果、じん肺の

所見があり、かつ、第一条第二号から第六号

までに掲げる疾病にかかるつていると診断され

た者

（第二章 健康管理）

**第九条** 法第七条の厚生労働省令で定める労働者

は、次に掲げる労働者とする。

一 新たに當時粉じん作業に従事することとな

つた日前に當時粉じん作業に従事すべき職業

に従事したことがない労働者

二 新たに當時粉じん作業に従事することとな

つた日前一年以内にじん肺健康診断を受け

て、じん肺の所見がないと診断され、又はじ

ん肺管理区分が管理一と決定された労働者

とされる事業者は、様式第二号による提出書にエ

ックス線写真及び様式第三号によるじん肺健康

診断の結果を証明する書面を添えて、当該作業

場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県

労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」とい

う。）に提出しなければならない。

三 新たに當時粉じん作業に従事することとな

つた日前六月以内にじん肺健康診断を受け

て、じん肺管理区分が管理三と決定された

事業者は、法第十二条の規定により提出書にエ

ックス線写真及び様式第三号によるじん肺健康

診断の結果を証明する書面を添えて、当該作業

場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県

労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」とい

う。）に提出しなければならない。

（第十一条 事業者は、法第七条から第九条の二までの規定によりじん肺健康診断を行う場合において

て、当該じん肺健康診断を行つて日前三月以内に法第三条第一項各号の検査の全部若しくは一部を行つたとき、又は労働者が当該じん肺健康診断を行つたとき、又は労働者が当該検査を受け、当該検査に係るエックス線写真若しくは検査の結果を証明する書面を事業者に提出したときは、当該検査に相当するじん肺健康診断の一部を省略する。

（都道府県労働局長等の命ずる検査の範囲）

（第十五条 法第十三条第三項（法第十五条第三項、第十六条第二項、第十六条の二第二項及び第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりじん肺健康診断を行つて日前三月以内に当該検査を受け、当該検査に係るエックス線写真若しくは検査の結果を証明する書面を事業者に提出したときは、当該検査に相当するじん肺健康診断の一部を省略する。）

（定期外健康診断の実施）

**第十二条** 法第九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 合併症により一年を超えて療養した労働者が医師により療養を要しなくなつたと診断されたとき（法第九条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

二 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者が、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条又は第四十五条の健康診断（同令第四十四条第一項第四号に掲げる項目に係るものに限り）において、肺がんにかかるつている疑いがあると診断されたとき（離職時健康診断の対象となる労働者の雇用期間）。

二 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理一と決定された労働者が、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条又は第四十五条の健康診断（同令第四十四条第一項第四号に掲げる項目に係るものに限り）において、肺がんにかかるつている疑いがないと診断されたとき以外のとき。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十三条** 法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十四条** 法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十五条** 法第十四条第二項（法第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による同一の検査の結果を証明する書面（様式第五号）により行うものとする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十六条** 法第十四条规定第一項（法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による同一の検査の結果を証明する書面（様式第五号）により行うものとする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十七条** 法第十四条第二項（法第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による同一の検査の結果を証明する書面（様式第五号）により行うものとする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十八条** 法第十四条第二項の厚生労働省令で定める通知書（様式第四号）により行うものとする。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第十九条** 事業者は、法第十四条第二項の規定により通知をしたときは、当該通知を受けた労働者が当該通知を受けた旨を記入し、かつ、署名又は記名押印をした書面を作成しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十一条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十二条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十三条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十四条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十五条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十六条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十七条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十八条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第二十九条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十一条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十二条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十三条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十四条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

**第三十五条** 法第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書（様式第六号）を所轄都道府県労働局長（常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））に提出しなければならない。

（定期外健康診断の対象となる労働者の雇用期間）

（エックス線写真又は当該検査の結果を証明する書面を添付しなければならない。）

（都道府県労働局長等の命ずる検査の範囲）

（第十五条 法第十三条第三項（法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定によりじん肺健康診断を行つて日前三月以内に当該検査を受け、当該検査に係るエックス線写真若しくは検査の結果を証明する書面を提出する場合においては、その省略したたまじん肺健康診断の一部に相当する検査に係るエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面を提出する。）

（事業場において現に粉じん作業以外の作業に常時従事しており、かつ、当該事業場において常時粉じん作業に従事する労働者であつた者（事務申請の手続））にあつては、その者の住所を管轄する都

道府県労働局長)に提出することによつて行うものとする。

2 法第十五条第二項(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定するじん肺健康診断の結果を証明する書面は、様式第三号によるものとする。

(エックス線写真等の提出命令の手続)

第二十一条 法第十六条の二第一項の規定による命令は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。

(記録の作成及び保存等)

第二十二条 事業者は、法第七条から第九条の二までの規定によりじん肺健康診断を行つたとき、又は法第十一条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、遅滞なく、当該じん肺健康診断に関する記録を様式第三号により作成しなければならない。

第二十三条 事業者は、前項の場合には、同項の記録及び当該じん肺健康診断に係るエックス線写真を保存しなければならない。ただし、エックス線写真については、病院、診療所又は医師が保存している場合は、この限りでない。

(じん肺健康診断の結果の通知)  
第二十二条の二 事業者は、法第七条から第九条の二までの規定により行うじん肺健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該じん肺健康診断の結果を通知しなければならない。  
(審査請求書の記載事項)

第二十三条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 決定を受けた者の氏名及び住所  
(審査請求書に添付すべき物件)

第二十四条 法第十八条第二項の審査請求書の正本には、当該決定に係るエックス線写真及び次に掲げる物件並びに証拠となる物件を添付しなければならない。

一じん肺健康診断の結果を証明する書面  
二 法第十三条第三項(法第十五条第三項、第十六第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けて行つた検査の結果を証明する書面  
(利害関係者)

第二十五条 法第十九条第七項の厚生労働省令で定める利害関係者は、次に掲げる者とする。

一 審査請求人が労働者又は労働者であつた者であるときは、当該事業者又は事業者であつた者

二 審査請求人が事業者又は労働者であつた者であるときは、当該労働者又は労働者であつた者

三 審査請求人が前二号に掲げる者以外の者であるときは、当該労働者又は労働者であつた者及び当該事業者又は事業者であつた者

(転換の勧奨)

第二十六条 法第二十二条第一項の規定による勧奨は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。

(転換の通知)

第二十七条 法第二十二条第三項の規定による通知は、所轄都道府県労働局長に対して書面で行うものとする。

(転換の指示)

第二十八条 法第二十二条第四項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が書面で行うものとする。

(転換手当の免除)

第二十九条 法第二十二条の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

一 法第七条の規定によるじん肺健康診断(法

第七条に規定する場合における法第十二条ただし書の規定によるじん肺健康診断を含む。)

二 新たに常時粉じん作業に従事しなくなつたとき、又はじん肺管理区分が決定された後、遅滞なく、常時粉じん作業に従事しなくなつたとき。

三 疾病又は負傷による休業その他その事由がしなくなつたとき(前号に該当する場合を除く。)。

四 天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職したとき。

五 労働者の責めに帰すべき事由により解雇されたとき。

六 定年その他労働契約を自動的に終了させる事由(労働契約の期間の満了を除く。)により離職したとき。

七 その他厚生労働大臣が定めるとき。

### 第三章 削除

#### 第三十条から第三十二条まで 削除

##### 第四章 雜則

(指針の公表)

第三十三条 法第三十五条の三第三項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

(粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期)

第三十四条 都道府県労働局に置かれる粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期は、二年とする。

(じん肺診査医の任期)

第三十五条 法第四十条第二項の証票は様式第七号に、法第四十二条第二項の証票は労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号によるものとする。

(証票)

第三十六条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十七条 事業者は、上司の命を受けて、法に基づき立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(報告)

第三十八条 事業者は、毎年、十二月三十一日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年二月末日までに、様式第八号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつた事業者は、前項の規定による報告のほか、じん肺に関する予防及び健康管理の実施について必要な事項に關し、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第三十九条 法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働局長に対して行われる申請

書、報告書等の提出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合は、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月二九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年一二月九日労働省令第二八号)

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二一日労働省令第一号)

この省令は、昭和四十九年五月二日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二十五日)

この省令は、昭和四十九年五月二十五日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月一四日労働省令第四号)

この省令は、昭和五十年三月一四日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月一四日労働省令第九号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。



(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)  
第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年二二月四日厚生労働省令第一四三号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に交付され、又は提出されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及びじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告は、この省令による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及びじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告は、この省令による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理制度手帳及びじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなす。

**第三条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のじん肺法施行規則様式第八号による申請書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成二二年六月二八日厚生労働省令第八二号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一月一四日厚生労働省令第五号抄)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

**第三条** この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める様式による申請書等とみなす。

**第四条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附 則 (平成二十四年一月七日厚生労働省令第一九号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日厚生労働省令第五八号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告書は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による改正後のじん肺健康管理実施状況報告とみなす。

**第二条** この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号による報告書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附 則 (平成一九年一一月二七日厚生労働省令第一一七号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成三〇年九月七日厚生労働省令第一一二号抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二七年八月一〇日厚生労働省令第一三一号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則 (令和二年八月二八日厚生労働省令第一五四号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**第二条** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

**第二条** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一二二号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一二二号)**

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(施行期日)

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

(施行期日)

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

(施行期日)

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28



様式第1号 削除  
様式第2号 (第13条関係)

様式記入欄(第11回問)		ニ ッ ク 携 家 真 察 の 提 出 書	
事 業 の 場	種 類	事務所名合	事 業 地 の 所 在 地
実地調査	監視	新規開拓	新規開拓
		電話	監視 动 動 者 数
監査	監査	監査	監査
		監査	監査
監視	監視	監視	監視
		監視	監視
監査	監査	監査	監査
		監査	監査
計			
当該箇所に於けるじみの監査管理区分別に算出する数値			
1. ニックル鉱業権 枚			
2. じみの鉱業権の範囲に括弧付する看板 枚			
3. じみの鉱業権の範囲に括弧付する看板 枚			
4. その他特許権等 枚			
年 月 日			
審査官 氏 名			

1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
 2 「実施したじん肺健康診断」の欄は、各該エックス線写真等の提出に係る実施したじん肺健康診断について記入すること。

様式第3号（第13条、第20条、第22条閏  
係）

判定 年月日 裁罰氏名

様式第4号（第16条関係）

備考  
1 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。  
2 「合併症」の欄は、合併症にふさわしい場合には、( )の中にその合併症の名称を記入すること。

備考

- 1 「事業の種類」、「事業の名称」及び「事業場所(所在地)」の欄は、申請者が専らに事業上従事する事業者である場合は、その事業場所について、申請者が専らに事業上従事する事業者である場合は、専ら従事し事業上従事に従事する最も近い場所について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、事業実施範囲の中部部分により記入すること。
- 3 申請者が専ら従事し事業上従事する事業者であつた場合には、「場所(の箇)」の欄に、実施実績を行つた事業者でしょん事業区分別に分けて、通過するところの箇所名を記入すること。ただし、申請者がその事業者にて後に接続する他の事業者にて、専ら従事しないことを記入しなしてはならない。専然従事する場合は、記入しないこと。

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)

